

士別市立病院給食業務公募型プロポーザル審査基準

1 基本的な考え方

提案者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な病院給食委託事業者を選定するために、技術面及び価格面の2つの観点で評価する。委託候補者の決定に当たっては、提案内容の評価と提案見積価格等の評価を合算する方式を採用し、評価点の最も高い者をもって委託候補者とする。

なお、評価は「士別市立病院給食業務契約提案者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）により行う。

2 評価の方法及び委託候補者の決定方法

(1) 「技術評価点」と「価格評価点」の得点配分は、それぞれ400点満点、100点満点の合計500点満点とする。

(2) 「技術評価点」と「価格評価点」の合計点数が最も高い者を委託候補者とする。

(3) 「技術評価点」の算出方法

ア 企画提案書の項目を「別表 提案書等審査基準調書」に基づき選定委員会の各会員が4段階（S、A、B、C）で評価する。その際、S評価の場合は当該項目の得点の100%を獲得でき、同様にA評価80%、B評価60%、C評価20%の割合で獲得できるものとする。なお、提案すべき項目について記載されていない場合は、当該項目を0点とする。

イ 提案書の項目ごとに各委員のつけた点数の平均点を計算する。

ウ 上記イで計算した提案書の項目ごとの平均点の合計を「技術評価点」とする。

(4) 「価格評価点」の算出方法

ア 提案見積価格が見積限度額の範囲内の場合のみ、次の評価点を付与するものとし、提案見積価格が見積限度額を超過した場合は失格とする。

イ 最低提案見積価格に対する当該提案見積価格の割合より「価格評価点」を計算する。具体的には次の計算式となる。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{点} \times \text{最低提案見積価格} / \text{当該提案見積価格}$$

(5) 「技術評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(6) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 提案者それぞれの「技術評価点」「価格評価点」とも異なる場合は、「技術評価点」が高い者を委託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「技術評価点」「価格評価点」とも同じ場合は、当該提案者にくじを引かせ、委託候補者を決定するものとする。